

大妻女子大学試験に関する内規

昭和49年4月1日制定

平成30年3月5日改正

- ア 試験を区分して、「定期試験」と「随時行う試験」とする。
- イ 定期試験は、学期末・学年末に実施する。定期試験の実施科目は、1週間前に発表する。
- ウ 履修登録をし、授業に出席した者でなければ受験資格を与えない。
- エ 問題用紙による試験のほか、論文、または、レポート提出をもって試験に代えることがある。なお、科目によっては平常の学業成績をもって代えることがある。
- オ 各授業科目について、出席がその授業時数の2/3に達しない者、及び授業料未納の者には原則として受験資格を与えない。
- カ 成績は、試験の結果と平常の学修状態を総合して決定する。
- キ 教育実習・校外実習・病気・忌引・交通機関の事故・裁判員選任に伴う事項等やむを得ない事情により定期試験等を受験できなかった者は、所定の期間内に速やかに「追試験願」を教育支援グループに提出しなければならない。その理由が妥当と認められた場合のみ、後日行われる1回限りの追試験を受けることができる。
- ク 再試験とは、定期試験を受験し不合格の認定を受けた者が1回限り、所定の手続を経て受験することができる試験である。
- ケ 成績の評価基準は次のとおりである。
- S…100点～90点
 - A…89点～80点
 - B…79点～70点
 - C…69点～60点
 - D…59点～（不合格）
- コ 不合格の認定を受けた授業科目について、合格の認定を受けようとする場合は同一の授業科目を再び履修しなければならない。
- サ 再試験を実施する科目は、学部、学科、専攻によって異なる。詳細については別に定める。
- シ 追試験の得点は、特別の場合を除き2割減となり、再試験の評価は「C」または「D」となる。追試験の不合格者に対し再試験は行わない。
- ス 追・再試験を受験する者は、所定の受験料を納めて手続をしなければならない。
- セ 受験に際しては、次の事項を厳守すること。
- (ア) 受験の際は、必ず学生証を机の上に掲示しておくこと。学生証がなければ受験することができない。
 - (イ) 受験の際は、机の中には何も入れてはならない。
 - (ウ) 許可のあった場合を除き、教科書・ノート・辞書などを試験場に持ち込んだ場合は、これを一括して椅子の下に置くこと。
 - (エ) 試験開始後、30分以内の遅刻者には、受験を許可する。ただし、終了時間は、延長しない。

- (オ) 試験場で許可なく物品の貸借をしてはならない。
 - (カ) 試験開始後30分を経過しないうちは、退場することを許さない。
 - (キ) 30分経過後、答案を書き終わった者は、許可を得て退場することができる。なお、退場の際は、監督者の指示に従うこと。
 - (ク) 公正な態度で受験し、いささかでも他から疑問を持たれるような行為のないようにすること。
- ソ 受験時、不正行為を行った者は「試験における不正行為者の処罰に関する規程（平成27年12月17日制定）」に基づいて処置される。

附 則

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成24年7月19日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。